

## 再生可能エネルギー導入可能性調査（小水力発電）事業委託契約候補者選考要領

再生可能エネルギー導入可能性調査（小水力発電）事業を実施する者の選定にあたり、応募者の選考に関する必要事項を以下のとおり定める。

### 1 選考方法

選考委員による選考委員会を開催し、3 選考基準に基づき、予算の範囲内で受託者を選定する。

### 2 選考委員

#### (1) 任務

選考委員は、委託契約候補者の選定に関することを審議する。

#### (2) 選考委員

選考委員は、次に掲げる者とし、委員長は環境政策課長が当たる。

委員長 環境政策課長

委員 環境政策課企画幹

環境政策課企画経理係長

環境政策課温暖化防止係長

その他委員長が必要と認めた者

#### (3) 会議

ア 選考委員会は、委員長が招集する。

イ 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

ウ 委員長は、簡易な事項または急を要する事項については、会議に代えて書面により委員の意見を求めることができる。

### 3 選考基準

選考は、事業計画書の内容がプロポーザル募集要項、仕様書で定める条件等を満たしていることを前提として、以下の観点で行う。

(1) 本事業（各事業）を確実かつ効果的に遂行できる提案となっているか。

(2) 本事業を遂行できる組織体制を有しているか。

(3) 見積内容、積算根拠が適切か。